

次世代育成支援対策法

従業員が仕事と子育てを両立させ、社員全員が働きやすい職場環境をつくることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため。

次のように行動計画を策定する。

1・計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2・内容

目標1：育児・介護休業法に基づいて就業規則の従業員への周知徹底を図る。

【対策】

令和4年4月～・改正された制度に関するパンフレットの収集、作成

令和4年5月～・管理職が職場集会等で周知

令和4年5月～・休憩室掲示板での掲示による周知

目標2：雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休暇等諸制度の周知を図る。

【対策】

令和4年5月～・諸制度のパンフレット等の収集

令和5年4月～・知りたい情報が短時間で得られる体制作り

女性活躍推進法

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う為、次の計画を策定する。

1 ・ 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2 当社の課題・目標・取組内容

目標1：育児のための時間を取得しやすい環境づくりを目指します。

【対策】 育児休業制度について社内通知で周知し、女性社員ばかりではなく男性社員も含めて制度を利用しやすい環境づくりを促進し、仕事と育児の両立を支援する環境と体制を整える。

目標2：年次有給休暇の取得しやすい環境づくりを目指します。

【対策】 働き方改革による有給休暇取得日数は上昇したものの、一人当たりの取得率アップのための環境と体制を整える。